

# 電子記録債権の実務対応報告 公開草案の文案が示される

— ASBJ、金融商品専門委

去る1月7日、企業会計基準委員会第44回金融商品専門委員会を開催し、現行の金融商品会計基準の見直しに関する論点整理および、電子記録債権に係る会計処理の検討を行った。主なポイントはそのとおり。

## ●金融商品会計の見直し

### ① 金融商品会計の範囲

#### 論点1-1 金融商品の定義

・ IAS 32号と比較して特に大きな差異が認められないのであれば、現在IASBがディスクッション・ペーパーで検討している以上の検討は必要ないと考えられる。

#### 論点1-2 テリバティブの定義(純額決済と将来の決済)

・ 実質的な総額決済を求めるか否かによる影響を考慮したうえで引き続き検討していく。

### ② 金融商品の測定

#### 論点2-1 測定区分の見直し

・ 損益を通じて時価評価するかを区別する基準は何か。  
・ その他有価証券のカテゴリーをどのように位置づけるか。

・ 部分純資産直入法の取扱いをどうするか。  
・ 現行の日本基準とIFRSとの差異について、短期的な対応を行うか。

#### 論点2-2 公正価値オプション

・ 測定方法を区分する視点は何か。  
・ 公正価値オプションを設ける理論的根拠は何か。

#### 論点2-3 保有目的区分の変更

・ 実務対応報告26号は当面の取扱いとされているが、恒久的

な改正を行うべきか。

●電子記録債権に係る会計処理実務対応報告公開草案の文案が示され、その中で会計処理上は、今後も並存する手形債権に類似して取り扱うことが適当とされている。また、勘定科目名は次の4案が示され、引き続き検討が行われる。

- (A案) 電子記録債権(または電子記録債務)
- (B案) 電子売上債権(または電子仕入債務)
- (C案) 電子営業債権(または電子営業債務)
- (D案) 営業電子記録債権(または営業電子記録債務)

なお、公開草案は今月末にも公表議決される見込みである。

## 会計

# 見積りの変更に関する注記事項は、個別基準等では原則定めない方向 — ASBJ、過年度過及修正専門委

去る1月8日、企業会計基準委員会第26回過年度過及修正専門委員会を開催した。同委員会で、3月までに議論を終えて、過及修正基準の公開草案の公表を目指している。  
今回の委員会の議論の内容は以下の3点である。

### (1) 「会計方針の変更と表示方法の変更の区分」について

争点になったのは、基準案の「表示の変更」の定義における、「会計処理の変更に伴うものは、表示方法の変更には該当しない」という一文。事務局からは、これを補完するために、結

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月10日(火)まで	①源泉所得税・特別徴収住民税の納付(21年1月分)	
2月中の市町村の条例で定める日まで	②固定資産税・都市計画税の納付(第4期分)	②納付日は地方条例で定める日であり、納付通知書を確認のこと。
3月2日(月)まで (2月28日、3月1日が土・日に当たるため延長される)	③法人の確定申告、納付、延納届出 (平成20年12月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ④法人税の申告期限延長特例法人 20年11月期(1月延長)単独申告法人 20年10月期(2月延長)連結申告法人 ⑤法人消費税の期間短縮の確定申告 20年12月期(毎月申告)1月ごと 3、6、9、12月期(4半期)3月ごと ⑥法人の中間申告、納付(半期分) (6月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑦法人消費税の中間申告、納付 3、6、9月期(4半期) 400万円超 12月分(毎月分) 4,800万円超	(注)③～⑦ 法人の決算期日が末日の場合 ③人格のない社団等で会計期間の届出をしない場合の事業年度は、その年の12月31日までの会計期間(法13④)とされており、その申告・納付期限は12月期決算法人と同じとなる。 ③申告期限延長特例法人の場合でも利子税(通則法64①)の納付義務が生ずるので、法定期限までに納付見込額を納税する。 ④申告期限延長特例法人の場合でも、利子税(通則法64①)の納付義務が生ずるので、法定期限までに納税する。 ⑤消費税の課税期間の特例の選択、変更、取りやめの届出期限は、その適用の変更を行う課税期間の初日の前日まで。 (注)一定の行為をする際の法定期限は休日等による期限延長の対象とならない(通令2条1項各号)。 ⑦消費税の中間申告の納付額は直前期の確定税額である。地方消費税が含まれていない。 (付記) ○税理士記念日(2月23日)には税理士による無料税務相談会などが開催される。
	[個人の確定申告開始日] 贈与税2月2日(月)、所得税2月16日(月) なお、所得税の還付申告の受付は期日前でも受理される。	

論の背景において「資産、負債若しくは損益の認識又は測定を伴う」といった追加的な説明を加えることにより対応する、という案が出されたが、この一文を削除し、結論の背景で説明するとの議論も出てきた。またその際の例示についても、検討中である。

(2) 「見積りの変更に関する注記について」

今回、再検討事項として挙げられたのは、以下の2点。

① 個別基準等で遡及基準に従って、見積りの変更を行った場合の注記を定めるか

検討の方向性としては、注記に関する定めがない場合でも、会計上の見積りの変更は該当した場合は、遡及基準に従って注記が行われるため、原則、個別基準で注記を定めない。

ただし、現行会計基準や国際的な会計基準等を考慮した結果、引き続き個別基準等で記載

し、包括的な記載として、個別基準において明示的な記載がない場合は、遡及基準にしたがって判断する旨を遡及基準の結論の背景等に記載する。

② 現行の個別基準等で、見積りの変更を行った場合の注記が定められている場合、これらの改正を行うか。

方向性としては、個別の基準ごとに、検討を行う。

耐用年数の変更等については、現行の「会計事実の変化に対応する処理であるから、会計処理の原則又は手続の変更は該当しない」との記載に「会計上の見積りの変更は該当する」旨を追加することが適切である。

資産除去債務については、その注記の定めと異なるものではなく、現行のままとする。

(3) 基準と適用指針の分割

今後、会計基準と適用指針を分割し、基準と指針の両方を検討することとされた。

## 連結財務諸表におけるSPCの取扱いに関する論点整理、具体的な文案が示される

### 会計

去る1月8日、企業会計基準委員会はSPC専門委員会を開催し、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理(案)」について、検討を行った。

前回2008年12月10日に行われた議論に引き続き、今回は具

持株比率が20%以上で50%以下の非連結子会社には持分法が適用される。資本制社会では、何らかの影響を及ぼす水準が20%と想定されている。その20%を割っているものの1つに労働組合組織率がある。

2008年の労働組合組織率は18.1%(厚生労働省労働組合基礎調査)だった。株式支配の発想からすれば、その影響力は「その他大勢」へと地位を低下させてしまったかみえる。

組織率はその前年も同水準だったため、短期的には下げ止まっている格好だ。ただ、傾向で見れば一貫しての下げ基調。2002年には20%台を維持していた。

つまり、2007年の11月まで続いたわが国の第14循環景気拡大期に、労働組合の組織率が影響力の大打を割ってきた訳だ。実感を伴わない景気拡大は、労働組合組織率を引き上げることに関がらなかった。



ドイツにある。いずれも低落傾向にあるとはいえず、現在でも20%台後半の組織率だと推定される。日本の18.1%はその、ちょうど中間水準だ。

組織率の変動が何に影響されるのかの判断は複雑だ。低い先例である韓国。1992年は景気縮小期だった。逆に1985年の米国は拡大期だった。組合員組織率が高い日本よりもはるかに高い欧州各国の失業率は、これもまた日本よりもはるかに高い。失業率の高さが組織率を高めるのだろうか。

統計上、わが国の完全失業率は2008年11月で3.9%。組織率が20%台を割った2002年は年間を通して失業率は5%台だった。

失業率と組織率の関係だけを見ると、労働組合は雇用を守ることを売り物にしての組織化では遅れを取っているかのように見える。とはいえ、失業率が日本よりも高い合衆国では、組織率が圧倒的に低い。アメリカの労働組合は、もっと遅れをとっている。

過去10年の変化で労働市場に起きた大きな変化に派遣労働制度がある。派遣労働者比率は組合低組織化社会の米国や韓国の方が日本よりも低い。日本よりも組合組織化率が高い英国では、派遣比率が日本の倍近い水準に達している。

「非正規労働者保護法」が100人以上事業所へ適用されている韓国(2009年7月から5人以上事業所へ)では、法律施行後に日雇い、請負型労働者が増加した。そして、組合組織率は低い。

地球規模でみても、資本と労働を対置した枠組みで社会の安定を図る考え方が通用しなくなってきた可能性はある。18.1%での踏みとどまりは、社会制度の根本的な変化期にある象徴かも知れない。

(神保敏明)

体的な文案が示され、検討が行われた。主な論点は次のとおり。

**論点1** 支配の定義と支配力基準の適用について

① 他の企業の活動を左右するパワーは、他の企業の戦略的な営業および財務の方針を決定できる場合に有している。それ以外にも、何らかの事象が生じたときにリターンに影響を与える活動に関連する行動をとることができることはパワーを有していることになる。

② 親会社に生じるリターンには、配当や子会社から分配されるその他の経済的な便益、親会社に帰属する子会社の価値の変動、契約による報酬の他、自らの価値を増加させることや、費用の削減も含まれる。

**論点2** 特別目的会社の取扱いについて

支配の具体的な適用については、事業を営む伝統的な企業には、従来どおり、自らのリターンのために資するかどうかから判断され、組成された企業については、次の事項を含むすべての事実や状況を考慮する。

- ① 組成された企業の目的およびデザイン
- ② 組成された企業への関与から生じるリターン

- ③ 組成された企業の活動に関連するアレンジメント
- ④ 制限された、または事前決定された戦略的な営業および財務の方針を変更する能力
- ⑤ 他の者の代理人として行動するか、または他の者がその代理人として行動するか

**論点4** 特別目的会社に関する開示について

特別目的会社に類似する企業

会計

## IASB・FASB共同公表の「収益認識」DPへのコメント検討開始

IASB、収益認識専門委

去る1月13日、企業会計基準委員会

は第6回収益認識専門委員会を開催し、昨年12月19日に国際会計基準審議会(IASB)・財務会計基準審議会(FASB)が共同公表した、収益認識についてのディスカッション・ペーパー(DP)へのコメントの検討を行った。

DPでは収益認識について新しいアプローチを提案しており、今年6月19日までコメント募集を行っている。

ASBJではコメントをまとめるべく審議を開始したが、審議の初回である今回は、主にD

としては、事業目的が限定されていなかったり、活動内容が受動的ではなかったりするものの、特別目的会社と同様に、保有する資産等のリスクに対して議決権のある株式や出資の額が過小であり、組成上、リスクの負担の方法等があらかじめ定められていることが、その特徴として挙げられるものと考えられる。

また、ESOPの会計処理については、本論点整理を公表後、検討を行っていく予定。

Pの内容について事務局側から説明が行われた。

事務局側によるDPについての説明の概要は以下のとおり。

● 現行モデルの問題点

米国基準で採用されている稼得・実現モデルでは稼得過程の曖昧さによる幅広い余地の存在と、その結果として一貫しない

収益認識ガイダンスの存在が問題視されている。また、IFRSでは複数の商品、サービスの提供を伴う契約(複数要素契約)に関し、収益認識の単位をどのように分解するかについて十分

な指針が欠如しているとDPは指摘している。

● 提案モデルにおける収益認識のしくみ

そこでDPでは問題点解決のためにさまざまな取引を整合的に適用できる収益認識原則による、次のような単一の収益認識モデルの導入を提案している。

・ 提案モデル

企業は顧客との契約により対価請求権を獲得すると同時に、商品・サービス等を顧客に移転する義務を負うが、期末に残存するこの義務全体を測定し、その測定値の純額を、その時点での当該契約における正味のポジションとする。

これをいずれの側が超過しているのかに応じて、「契約資産」または「契約負債」とよび、収益

会計

## IFRS5号「廃止事業」公開草案へのコメント文案検討、最終段階へ

IASBJ、財務諸表表示専門委

去る1月13日、企業会計基準

委員会は第8回財務諸表専門委員会を開催し、IFRS5号(廃止事業)改訂の公開草案への

コメント文案について、最終的な検討を行った。今回の議論で、専門委員会における検討は終了する。前回からの修正点は

は、契約資産および契約負債の変動のうち、契約資産の増加または契約負債の減少(およびそれらの組み合わせ)の場合に認識される(逆方向の変動は、収益認識に関係しない)。

● 現行実務への影響例

・ 現行の実務が、「契約に基づいた収益認識原則」の下で認められなくなる場合がある。  
・ 保証等の販売後サービスにつき、引当金等での会計処理を認められなくなる。  
・ 客観的証拠がなくても、見積りにより構成要素に分解して収益計上することになる。

・ 他基準で契約獲得費用を資産化している取扱いがあれば、(他の基準で資産化の要件を満たさない限り)資産化が認められなくなる。

次のとおり。

質問2 廃止事業について表示される金額

・ 税金費用、金利費用または全社共通費用等について、合理的な配分が必要になる場合があることに留意した説明を加える必要があるという意見



